

(様式3) 情報提供用シート 住田町

【反映区分】
A：提言等の趣旨に沿って措置したもの
B：実現に努力しているもの
C：当面は実現できないもの
D：実現が極めて困難なもの
S：反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	1 岩手 県立大船 渡病院附 属住田地 域診療セ ンターの 医療体制 の充実と 連携強化 について	岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター（以下「診療センター」という。）における平成21年4月の休床化及び令和2年11月の医師3名体制から2名体制への変更は、特に在宅療養者がこの地域で安心して生活していくことに大きな不安や懸念を抱かせています。 これまで本町では、保健・医療・介護・福祉連携体制を維持するため、新たに訪問看護ステーションを開設するなど、診療センターを中心とした各種連携会議を行いながら、看護師・保健師・薬剤師・救急救命士や介護サービス事業者などの関係機関が一体となった取り組みを行っています。 そうした取り組みにより、町内では、在宅療養者が訪問看護や訪問介護を利用できる体制は整っているものの、往診体制がないため、自宅での病状の急変時には救急搬送後は入院するしかなく、また、退院時にも在宅へ戻ることなく、転院や施設入所を選択しています。 通院については、送迎をしてくれる家族などがない高齢者は介護タクシーを利用しますが、身体的・経済的負担が大きいことに加え、管内業者が1社のみであるため、希望通りの予約、通院ができず、在宅療養から入院へ移行するケースが増えているところです。 これらの事情から、町内では住み慣れた自宅での最期を希望しても、叶えることができない状況です。 さらに、入院の長期化が町の医療費を押し上げ	1 医師3名体制の確保については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いていますが、気仙保健医療圏内の他の県立病院等からの応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。 県では、関係大学への派遣要請、即戦力となる医師の招聘活動、奨学金養成医師の計画的な配置などに積極的に取り組み、今後も必要な医療が提供できるよう医療体制の充実に向けて取り組んでいきます。(B) 2 (1)、(2) 訪問診療については、医師の体制や新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の対応等から一時中断しておりましたが、地域のニーズを踏まえて、令和5年度から徐々に再開しているところです。オンライン診療等の活用については、患者ニーズや通信環境等の状況の把握等も行いながら検討していく必要があると考えています。 一方、往診については、患者の体調変化など突発的事態への対応が必要であり、医師を始めとする医療従事者の体制確保等について課題があるため、直ちに対応することは困難な状況です。 なお、緊急を要する患者については、圏域内の他の医療機関との役割分担により、受入体制を確保しています。(B)	沿岸広 域振興 局	経営企 画部	B：5、 C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		るだけでなく、入院による ADL や認知機能の低下が施設入所へとつながっており、介護保険財政も非常に厳しい状況にあります。 以上のことを踏まえ、診療センターへの週 1 回の往診医の配置などのご提案をさせていただいたところですが、現状では医師の確保が難しく実現していません。また、将来的に医師が充足し往診医が配置できるまで間の対応策として、昨年度、在宅療養支援診療所のサテライト設置の国家戦略特区の申請をしましたが、設置には至っていない状況です。 本町では、医療資源が限られていることから、「在宅医療等のあり方検討会」を設置し、様々な方法を考えながら在宅医療の推進に向けて取り組んでいるところであり、デジタル技術などを活用しながら今後起こりうる中山間地域での医療資源不足解消の取り組みを診療センターとともに構築し、モデルとして県内全体に広がるように取り組んでいきたいと考えています。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 1 医師 3 名体制（内科医 2 名及び外科医 1 名）の確保 2 往診の実施と訪問診療の充実 （1）町民の「住み慣れた自宅で安心して暮らし続け、最期を迎えたい」という希望を叶えるため、往診に積極的に取り組むこと。 （2）オンライン診療を併用しながら、訪問診療の利用者、回数や訪問エリアなどを充実させるよう努めること。	3（1）在宅酸素等の利用にあたっては、停電等の非常時においても機器の稼働に支障が出ないよう、予備バッテリーの貸与等により備えを行っているところです。 こうした対応で平時から緊急時の備えを行いながら、患者の症状等により医療的ケアが必要となる場合には、診療センターにより対応するほか、診療センターでの対応が困難な場合は本院（大船渡病院）や県立病院のネットワークにより対応していきます。（B） 4 外来診療の充実については、医師配置や他の県立病院からの診療応援の状況と、発熱外来や訪問診療の実施状況を勘案しながら、地域のニーズを踏まえて、引き続き検討を進めていきます。（B） 5（1）（2）県立病院ではオンライン診療に係るシステム整備を進めており、令和 5 年 3 月から宮古病院附属重茂診療所で運用を開始したところです。 大船渡病院附属住田地域診療センターにおいては、令和 6 年 1 月からオンライン診療に適した患者を選定し、オンライン診療を行ったところです。 なお、オンライン診療を行うためには、オンライン診療に適した患者であるかを判断したうえで、患者宅や公共施設等の通信環境の整備、機器の操作が可能であるか、薬の受け取り方法や対面診療が必要となった場合の対応等を整理する必要があることから、診療を受ける側の状況やニーズに応じて調整を行っていききたいと考えて			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		3 災害時における保健・医療・介護連携体制構築のための連携強化 （１）災害に伴う停電時に在宅酸素利用者などが診療センターの非常用発電設備を利用できる体制づくりを検討すること。 4 外来診療の利便性の向上 5 遠隔診療の拡充 （１）訪問診療の利用者、回数や訪問エリアなどの充実につなげるべく、在宅療養者に対するオンライン診療に積極的に取り組むこと。 （２）公共施設などを活用したオンライン診療を検討すること。 6 入院ベッドの確保	います。（Ｂ） 6 岩手県立病院等の経営計画(2025-2030)において、住田地域診療センターについては、地域におけるプライマリアケア領域の外来医療を担うこととしています。 人口減少や医療の高度・専門化が進展する中で、地域全体で良質な医療を提供する体制を確保する必要があり、入院医療については、引き続き圏域内の他の県立病院と連携して対応していきます。（Ｃ）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	2 一般 県道金石 住田線他 3路線及 び国道107 号他2路 線の整備 促進につ いて 1 県道 の整備促 進につい て	一般県道金石住田線、同上有住日頃市線、同遠野住田線及び同世田米矢作線は、山間部の市町村間を結ぶ重要路線であります。狭あい・急カーブである箇所が多く、交通に不便を来しています。 特に、一般県道金石住田線は、地域住民の生活道路であることに加え、滝観洞、上有住駅、滝観洞I.Cへのアクセス道でもある重要路線の一つですが、地形の影響で道幅が極めて狭あいな交通の難所が3か所あり、地域住民や観光客は長年にわたり不便を強いられています。さらに、現在中埴地区において木材加工施設の整備が検討されており、ここ数年の間に大型車両の往来の増加が見込まれることから、従来の安全性・利便性の確保のみならず、地域の産業振興の面からも、早期の改良を期待する関係者の声が高まっています。 国道107号は、本町と大船渡市、気仙地域と東北横断自動車道宮守I.Cとを最短で結ぶルートであり物流や救急医療などの面で重要な路線です。しかしながら、白石峠及び荷沢峠の急カーブ、急こう配は、特に冬期間は路面凍結などが原因で通行止めも発生する状況となっていることから、白石峠の改良整備の早期着工及び荷沢峠改良の事業化促進を強く望むものです。なお、岩手県新広域道路交通計画で構想路線として位置づけの(仮称)大船渡内陸道路につきましても、地域の意見などを十分調査のうえ検討していただく必要があります。 国道397号は、気仙地域から東北縦貫自動車道水沢I.C、東北新幹線水沢江刺駅へと続く幹線道路であります。県のご配慮により一部において、路線の整備が図られましたが、急勾配、急カーブの未改良区間が残っており早期の改良整備が必要です。	(1) 一般県道金石住田線については、令和3年度に「中埴工区」として事業化したところであり、令和6年度は用地測量を進めました。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、復興道路等のネットワーク完成後における道路需要の変化も見極めながら、どのような整備や改良が可能か総合的に判断していきます。(C) (2) 一般県道上有住日頃市線の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) (3) 一般県道遠野住田線の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) (4) 一般県道世田米矢作線の住田町側の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	沿岸広 域振興 局	土木部	A：1、 C：4

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 1 県道の整備促進について （１）一般県道釜石住田線の狭あい箇所の早期解消 （２）一般県道上有住日頃市線（通称：六郎峠）の改良整備 （３）一般県道遠野住田線（通称：蕨峠）の改良整備 （４）一般県道世田米矢作線の改良整備				

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	2 一般 県道金石 住田線他 3路線及 び国道107 号他2路 線の整備 促進につ いて 2 国道 の整備促 進につい て	一般県道金石住田線、同上有住日頃市線、同遠野住田線及び同世田米矢作線は、山間部の市町村間を結ぶ重要路線であります。狭あい・急カーブである箇所が多く、交通に不便を来しています。 特に、一般県道金石住田線は、地域住民の生活道路であることに加え、滝観洞、上有住駅、滝観洞I.Cへのアクセス道でもある重要路線の一つですが、地形の影響で道幅が極めて狭あいな交通の難所が3か所あり、地域住民や観光客は長年にわたり不便を強いられています。さらに、現在中卒地区において木材加工施設の整備が検討されており、ここ数年の間に大型車両の往来の増加が見込まれることから、従来の安全性・利便性の確保のみならず、地域の産業振興の面からも、早期の改良を期待する関係者の声が高まっています。 国道107号は、本町と大船渡市、気仙地域と東北横断自動車道宮守I.Cとを最短で結ぶルートであり物流や救急医療などの面で重要な路線です。しかしながら、白石峠及び荷沢峠の急カーブ、急こう配は、特に冬期間は路面凍結などが原因で通行止めも発生する状況となっていることから、白石峠の改良整備の早期着工及び荷沢峠改良の事業化促進を強く望むものです。なお、岩手県新広域道路交通計画で構想路線として位置づけの(仮称)大船渡内陸道路につきましては、地域の意見などを十分調査のうえ検討していただく必要があります。 国道397号は、気仙地域から東北縦貫自動車道水沢I.C、東北新幹線水沢江刺駅へと続く幹線道路であります。県のご配慮により一部において、路線の整備が図られましたが、急勾配、急カーブの未改良区間が残っており早期の改良整備が必要です。	(1) -①・② 白石峠区間については、令和4年度に「白石峠工区」として事業化しており、令和6年度は、トンネル及び道路等詳細設計を進めてきたところです。引き続き、早期着工に向けて、整備推進に努めていきます。(A) 荷沢峠の新トンネル・融雪道路等については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 なお、積雪や路面凍結時の対策については、速やかな初期除雪やきめ細やかな凍結防止剤の散布等、適切な道路管理に努めていきます。(C：2) (2) -① 一般国道397号の子飼沢トンネルから栗木トンネル間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) (3) -① 平成28年台風第10号に伴う豪雨により、世田米字天風から下有住字高瀬までの区間において、気仙川が溢水し国道340号が冠水し一時通行止めとなるなどの影響が発生したところです。 気仙川の河川改修については、現在、流下能力が低く家屋等が密集している火石地区から川向地区の整備を優先して進めているところであり、整備中区間の上流に位置する天風地区から高瀬地区までの区間については、下流の進捗状	沿岸広 域振興 局	土木部	A：2、 C：3

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 2 国道の整備促進について （1） 国道 107 号の改良整備 ① 白石峠の改良整備の早期着工 ② 荷沢峠の新トンネル・融雪道路などの早期事業化 （2） 国道 397 号の改良整備 ① 子飼沢トンネルから栗木トンネルまでの区間の抜本的な改良 （3） 国道 340 号の改良整備 ① 世田米字天風から下有住字高瀬間の冠水対策	況及び緊急性、重要性等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 なお、当該区間については、今年度竹ノ原地区において河道掘削や立木の伐採を実施したところです。引き続き河道内の土砂堆積や立木の状況等を河川巡視により定期的に監視するとともに、必要に応じて対策を実施するなど、適切な河川管理を実施していきます。（A）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	3 鳥獣被害対策の強化について 1 鳥獣捕獲対策の強化	ニホンジカをはじめ、カモシカ、クマ、ニホンザル、ハクビシン、イノシシなどによる鳥獣被害が町全域に拡大しており、本町の農林業振興に大きな影響を及ぼしています。 近年は、ニホンジカによる被害に加え、ニホンザル、イノシシによる被害も多く聞かれ、被害防除対策や有害捕獲対策のより一層の充実・強化が必要となっています。 特にニホンザルについては、令和3年度と5年度の状況を比較すると、農地又は庭先への出没通報件数は52件から113件に、農業被害では、面積が0.5haから2.5haに、被害額が50万円から360万円程にいずれも急増しており、今後も生息域の拡大と農業被害の深刻化が懸念されます。移動性が高いため、その行動を専門的な知見をもって調査・分析し、対策を講じる必要があるものの、鳥獣被害防止総合対策事業の推進事業は内示額が要望額を大きく下回る状況（令和6年度は49%）が続いており、十分な対策を講じることが困難となっています。 また、国や県による有害鳥獣の捕獲強化の要請もあり、捕獲頭数の増加が見込まれるところですが、狩猟者の高齢化が著しく、次代を担う者の確保が課題となっています。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 1 鳥獣捕獲対策の強化 (1) 国に対し、緊急捕獲活動支援事業の要望予算額の早期確保に向けた働きかけを行うこと。なお、十分な予算が確保されない場合にあっては、県において必要な予算を措置	(1) 岩手県鳥獣被害防止総合支援事業について、県では国に対し、事業の継続とともに必要な予算の措置を要望しています。十分な予算が確保されない場合にあっては、県事業費の調整により市町村等が行う事業に優先して配分することや、追加配分を国へ要望するなどにより、事業費の早期確保に向けて取り組んでいきます。(B) また、県では国に対し、有害捕獲活動の上限単価の引き上げについても要望しているところです。県では引き続き、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業により市町村等を支援し、農業者が意欲をもって農業生産活動を継続できるよう取り組むとともに、捕獲インセンティブ向上につながるよう、機会を捉えて有害捕獲活動の上限単価の引き上げ等を国に要望していきます。(B) (2) 被害防止計画に基づく実践活動などの情報を関係者間で共有することによって、より効果的な被害防止対策を推進することを目的に、沿岸圏域を対象とした鳥獣被害防止対策連絡会を開催するほか、昨年度から新たに、農林振興センターに現地対策チームを設置し、被害防止技術の実証に取り組むなど、地域における被害防止対策の強化を図ることとしています。 また、令和5年度からは、広域的に分布・移動するシカ・イノシシによる被害の防止を目的に、複数市町村を範囲とした広域捕獲活動を県が主体となって実施しておりますので、貴町においても参加を検討願います。	沿岸広域振興局	農林部、保健福祉環境部	B：3

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		すること。 また、県内の一部市町村では、捕獲従事者へのインセンティブ措置として、捕獲報償費の単独費用による嵩上げを行っていることから、国に対し、その嵩上げに見合うよう交付金上限単価の引上げを働きかけること。また、交付金上限単価の引上げがなされない場合は、県において助成制度を創設すること。 （２） 鳥獣捕獲の推進には県及び市町村間の連携強化が必須であることから、県の主導により市町村境で一斉捕獲を実施する体制を構築するなど、実効性のある取組みを行うこと。 （３） 県内他地域への被害拡大を未然に防ぐ意味でも、ニホンザルの群れの分布、個体数、加害レベルなどの生息状況調査及び加害レベルの高い群れの除去も考慮した第二種特定鳥獣管理計画の作成を行うこと。	今後こうした取組により、鳥獣捕獲の推進に向けた県と市町村との連携強化に取り組んでいきます。（Ｂ） （３） 本県のニホンザルは、五葉山地域を中心に出没件数や農作物被害が増加するなど、近年、各種被害が顕在化しており、保護と管理の両立に向けて被害対策を行う必要があると認識しています。 ニホンザルに関する第二種特定鳥獣管理計画の策定にあたっては、群れの分布や個体数、生息状況など、現状をしっかりと把握する必要があると考えており、被害防止対策などを含め、引き続き、市町村や猟友会、有識者等と意見交換を行いながら、対応を検討していきたいと考えています。（Ｂ）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	3 鳥獣被害対策の強化について 2 鳥獣被害対策の強化	ニホンジカをはじめ、カモシカ、クマ、ニホンザル、ハクビシン、イノシシなどによる鳥獣被害が町全域に拡大しており、本町の農林業振興に大きな影響を及ぼしています。 近年は、ニホンジカによる被害に加え、ニホンザル、イノシシによる被害も多く聞かれ、被害防除対策や有害捕獲対策のより一層の充実・強化が必要となっています。 特にニホンザルについては、令和3年度と5年度の状況を比較すると、農地又は庭先への出没通報件数は52件から113件に、農業被害では、面積が0.5haから2.5haに、被害額が50万円から360万円程にいずれも急増しており、今後も生息域の拡大と農業被害の深刻化が懸念されます。移動性が高いため、その行動を専門的な知見をもって調査・分析し、対策を講じる必要があるものの、鳥獣被害防止総合対策事業の推進事業は内示額が要望額を大きく下回る状況（令和6年度は49%）が続いており、十分な対策を講じることが困難となっています。 また、国や県による有害鳥獣の捕獲強化の要請もあり、捕獲頭数の増加が見込まれるところですが、狩猟者の高齢化が著しく、次代を担う者の確保が課題となっています。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 2 鳥獣被害対策の強化 (1) 鳥獣被害防止総合対策事業を確実に安定的に実施できるよう、国庫予算が十分に確保されない場合にあつては、県において必要な予算を措置すること。	近年、被害が急増しているニホンザルの被害軽減対策として、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業により、動物位置情報システムを活用した追い払い体制の整備を支援しています。 岩手県鳥獣被害防止総合支援事業は国庫事業を活用しているため、県では国に対し、事業の継続とともに必要な予算の措置を要望しており、今後も、機会を捉えて事業の充実・強化を国に要望していきます。(B) また、県教育委員会では、指定天然記念物保護増殖事業（カモシカ食害対策）として、事業費（主たる経費が60万円以上を対象）の2分の1以内の額を補助金として交付しており、今後もカモシカ食害対策への支援に取り組んでいきます。(B)	沿岸広域振興局	農林部、経営企画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	3 鳥獣被害対策の強化について 3 狩猟者の育成・確保に向けた支援の充実	ニホンジカをはじめ、カモシカ、クマ、ニホンザル、ハクビシン、イノシシなどによる鳥獣被害が町全域に拡大しており、本町の農林業振興に大きな影響を及ぼしています。 近年は、ニホンジカによる被害に加え、ニホンザル、イノシシによる被害も多く聞かれ、被害防除対策や有害捕獲対策のより一層の充実・強化が必要となっています。 特にニホンザルについては、令和3年度と5年度の状況を比較すると、農地又は庭先への出没通報件数は52件から113件に、農業被害では、面積が0.5haから2.5haに、被害額が50万円から360万円程にいずれも急増しており、今後も生息域の拡大と農業被害の深刻化が懸念されます。移動性が高いため、その行動を専門的な知見をもって調査・分析し、対策を講じる必要があるものの、鳥獣被害防止総合対策事業の推進事業は内示額が要望額を大きく下回る状況（令和6年度は49%）が続いており、十分な対策を講じることが困難となっています。 また、国や県による有害鳥獣の捕獲強化の要請もあり、捕獲頭数の増加が見込まれるところですが、狩猟者の高齢化が著しく、次代を担う者の確保が課題となっています。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 3 狩猟者の育成・確保に向けた支援の充実 (1) 県において、有害捕獲に従事する狩猟者の狩猟免許の取得に係る助成事業を創設すること。	平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税については、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者を全額免除対象に、有害鳥獣捕獲の従事者を1/2免除対象とする等の措置がとられています。 また、捕獲の担い手である狩猟者の確保に向けて、狩猟免許試験に向けた予備講習会の無料での開催、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえた狩猟免許試験の休日開催や県内各地での開催などに取り組んでいます。 併せて、経験の浅い狩猟者の技能向上のための研修会や、新たな捕獲の担い手を確保するため狩猟に関心のある一般県民を対象とした研修会を受講料無料で開催し、狩猟者の技能向上支援や新規確保にも取り組んでいるところです。 有害捕獲等に従事しない狩猟者との公平性の観点等から、免許取得に対する助成には慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御要望も参考として、引き続き、市町村や猟友会など関係機関と連携し、捕獲従事者の確保・育成や負担軽減に向けた支援に取り組めます。(C)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	C:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	4 岩手 県立住田 高等学校 の存続に ついて	住田高校は、平成29年度より町内全ての小中学校と共に文部科学省研究開発学校としての指定を受け、岩手大学教育学部や県教育委員会などからご助言やご指導をいただきながら、新設教科「地域創造学」の探究に取り組んでいます。 この教科は、町立の保育園、小中学校及び県立高校が連携を図り、児童生徒が自ら考え行動することを学ぶことで「地方創生の推進を担う人材」としての成長を促す、本町教育の柱です。このため、住田高校は本町の教育振興に不可欠な存在であり、きめ細やかな指導と、町立教育機関と県立高校が連携した独自カリキュラムは、住田高校の魅力を着実に高め、令和6年度のいわて留学を含む入学者数の増加は、その成果と考えています。 現在の県立高等学校再編計画後期計画では、学校規模は「教育の質を確保するためには1学年2学級以上」とされている中、住田高校は「1学級校」として設置していただいておりますが、県教育委員会より令和6年4月に示された県立高等学校教育の在り方（中間まとめ）においては、地理的条件などを勘案し、最低規模は1学年2学級とし、学びの機会を保障するため、特例校（1学年1学級を最低規模とする学校）の例外配置を検討するとされました。 こうした中、次期再編計画においても、地域における学びの機会の保障はもとより、「地方創生推進の担い手の育成基盤の確保」を特例校の配置の要件にするなど、住田高校の存続について特段のご配慮をお願いします。 1 住田高校を存続すること	貴町による住田高校の学習活動等、魅力ある学校づくりの取組への支援に対し、感謝申し上げます。 令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間）では、教育の質の保証と機会の保障という大きな柱や地域の学校を可能な限り存続させる方針を維持しつつ、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、後期計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学年1学級校を維持することとしているほか、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、各地域の学校をできる限り維持することとしています。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討に着手しているところであり、有識者や各地区各界の方々からの御意見も伺いながら、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。（B）	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	5 環境に配慮した持続可能な林業振興対策の推進について 1 森林整備に係る予算の確保	森林は、木材生産のみならず、水源涵養や環境保全、災害防止、動植物の生息の場などとしてかけがえのない重要な役割を果たしています。 しかしながら、経営基盤の脆弱な林業・木材産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、森林所有者の森林経営に対する意欲の低下や放棄による山林荒廃へと繋がり、ひいては、森林の持つ多面的な機能の発揮に支障を及ぼすことも懸念されることです。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 1 森林整備に係る予算の確保 (1) 森林環境保全直接支援事業の要望予算額の安定的な確保に向けた働きかけを行うこと。なお、十分な予算が確保されない場合にあっては、県において必要な予算を措置し、市町村において適切な時期に必要な事業量の施業が発注できるようにすること。	県では、再造林等の計画的な森林整備や路網の整備の一層の促進を図るため、令和6年6月に国に対して、森林整備事業等の予算を十分に確保するよう要望を行ったところです。 なお、市町村を含む事業主体による森林整備につきましては、森林環境保全直接支援事業（公共）に加え、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業（非公共）、いわて環境の森整備事業も活用しながら支援しているところであり、引き続き、これらの事業に必要な予算を十分に確保するとともに、貴町からの要望を踏まえた予算配分に努めていきます。（B）	沿岸広域振興局	農林部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	5 環境に配慮した持続可能な林業振興対策の推進について 2 スマート林業の推進	森林は、木材生産のみならず、水源涵養や環境保全、災害防止、動植物の生息の場などとしてかけがえのない重要な役割を果たしています。 しかしながら、経営基盤の脆弱な林業・木材産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、森林所有者の森林経営に対する意欲の低下や放棄による山林荒廃へと繋がり、ひいては、森林の持つ多面的な機能の発揮に支障を及ぼすことも懸念されるところです。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 2 スマート林業の推進 (1) 森林整備（地拵、造林、保育など）の省力化・軽労化、コスト削減に向けた技術調査を進めるとともに、その導入に係る助成制度の充実・拡充を図ること。 (2) 現在、各市町村が個別に実施している森林資源の航空レーザ計測については、経費の抑制や事務事業の効率化などの観点から県が主体となった全県的な実施が有効と捉えており、その取組の推進のため、課題検証や市町村のニーズ把握、他県の事例の研究などを進めること。	(1) 県では、造林コストの低減に向け、従来より植栽本数が少ない低密度植栽や、伐採から再造林までの作業を連続して行う一貫作業システムの導入などに取り組んできたところです。 国に対しては、造林・育林作業の省力化と低コスト化を実現する機械の早期実用化に向けた取組を推進するよう要望を行っているところであり、具体の新規機種導入にあたっては「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業」等により支援しているところです。引き続き、森林整備における省力化・低コスト化の取組が促進するよう努めていきます。(B) (2) 民有林の森林資源等を調査するため、県や市町村が国の事業や森林環境譲与税などを活用した航空レーザ計測を行っています。 県内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林内の樹種や立木の高さ・本数などの森林情報を、市町村や林業経営体などが共有し、森林管理の適正化と林業経営の効率化につなげていくことが重要と考えています。 航空レーザ計測等で得られた森林情報を、地域の森林経営に生かしていくためには、森林クラウドシステムに掲載していくことが有効であることから、県では、令和5年4月に、市町村等が実施した航空レーザ計測の成果等の最新の森林情報を関係者間で共有できる森林クラウドシステムの運用を開始し、より精緻な森林資源情報を把握できる体制を整えたところです。 引き続き、効率的な施業の集約化に向けて、	沿岸広域振興局	農林部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			森林・林業施策に必要な森林資源情報の充実に努めていくとともに、航空レーザ計測による森林資源調査等のあり方について研究していきます。（Ｂ）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	5 環境に配慮した持続可能な林業振興対策の推進について 3 担い手対策の強化	森林は、木材生産のみならず、水源涵養や環境保全、災害防止、動植物の生息の場などとしてかけがえのない重要な役割を果たしています。 しかしながら、経営基盤の脆弱な林業・木材産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、森林所有者の森林経営に対する意欲の低下や放棄による山林荒廃へと繋がり、ひいては、森林の持つ多面的な機能の発揮に支障を及ぼすことも懸念されるところです。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 3 担い手対策の強化 (1) 就業者が少ない現状を分析し課題を整理した上で、課題に則した林業労働力の確保対策に取り組むこと。 (2) 林業経営体の雇用管理の改善に向けた助成制度の充実・拡充を図ること。	(1) 県では、林業経営体を対象に「新規就業者数調査」や「林業労働力実態調査」を毎年実施し、林業労働力の現状を分析し、課題を整理したうえで、林業従事者の確保・育成に係る施策に反映しています。 具体的には、将来的に林業経営の中核となる現場技術者を養成する「いわて林業アカデミー」において、「チェーンソー伐木造材技術」や「高性能林業機械運転技術」等の研修内容の充実を図るなど現場のニーズに対応したカリキュラムの見直しを行っています。 また、(公財)岩手県林業労働力対策基金においては、林業への就業希望者等を対象とした現場見学会や林業就業支援講習等を開催しているほか、「緑の雇用」事業により現場技術者を段階的かつ体系的に育成しており、県ではこうした関係団体と連携しながら林業労働力の確保の取組を進めています。 今後も、林業の職業理解の促進を図り、林業が就職先の選択肢となるよう、努めていきます。(A) (2) (公財)岩手県林業労働力対策基金では、新規就業者を月給制等を適用して雇用した場合の奨励金の交付をはじめ、労働安全衛生用品の購入等の経費や退職金共済制度の掛金に対する助成など、林業経営体の雇用管理の改善に向けた取組を支援しており、制度の充実を図るため、毎年林業関係団体の意見を聞きながら助成内容の見直しを行っております。(A)	沿岸広域振興局	農林部	A: 2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	5 環境に配慮した持続可能な林業振興対策の推進について 4 松くい虫防除対策の強化（被害区域拡大阻止の取組支援）	森林は、木材生産のみならず、水源涵養や環境保全、災害防止、動植物の生息の場などとしてかけがえのない重要な役割を果たしています。 しかしながら、経営基盤の脆弱な林業・木材産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、森林所有者の森林経営に対する意欲の低下や放棄による山林荒廃へと繋がり、ひいては、森林の持つ多面的な機能の発揮に支障を及ぼすことも懸念されるところです。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 4 松くい虫防除対策の強化（被害区域拡大阻止の取組支援） （1）搬出せず、伐倒した現地において実施可能で、かつ薬剤を使用しない松くい虫、ナラ枯れ被害の防除方法について、県が先導し調査研究を進めること。	搬出せず、かつ薬剤を使用しない防除方法については、国の試験研究機関等による研究成果等について情報収集を行い、貴町に情報提供していきます。（B）	沿岸広域振興局	農林部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	6 畜産 振興の促進について	本町の農業産出額の90%以上を占める畜産業は、養豚、養鶏の企業型経営を中心に産業、生産から流通に至るまでの雇用の場として重要な役割を果たしています。そのため、畜産業の拡大は、単に農業の振興にとどまらず、後継者問題の解決、雇用の場の創出、6次産業化への進展の期待が持たれるものです。 しかし、長年、大家畜の診療業務を担ってきた岩手県農業共済組合は、診療業務の経営悪化を理由に令和6年4月以降、気仙地域を診療対象外としており、産業動物分野の獣医師が不在の本町を含む気仙地域では、大家畜を有する畜産農家に不安が広がっており、畜産業を安定的に発展させていくためには、広域的な視点での獣医療提供体制の強化が必要です。 また、近年感染地域が拡大している豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病については、患畜などが発生した場合には畜産農家が埋却地の確保を求められていますが、大規模に飼養している畜産農家を中心に、埋却地の確保が困難であるうえに、畜舎近隣に埋却した場合は再生産活動に移行できず廃業の恐れもあることから、行政側においても補完的な準備が必要不可欠であると考えます。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 1 獣医療提供体制の構築及び体制の強化 (1) 獣医師不足の問題解消については、引き続き県が主導して県内の獣医師偏在を解消すること。	1 (1) 獣医療の安定的な提供には、獣医師確保が極めて重要であることから、県では、平成3年度に県事業として獣医師修学資金制度を創設し、県内で就業した場合には返還を要さない修学資金の貸付を行うとともに、獣医系大学での就職説明会の開催などに取り組んでいるところです。 また、獣医師が不足する地域においては県が主体となって関係市町村、農協、共済組合と検討を進めているところであり、引き続き県内の獣医師偏在解消に向け、努めていきます。(B) 1 (2) 岩手県農業共済組合家畜診療所の診療対象区域の見直しを受け、県では、気仙地域の3市町や関係団体とともにこれまで6回の検討会を開催して対応策の検討等を行い、令和5年度から気仙地方を対象として獣医療を提供する獣医師を確保したところです。引き続き、国事業も活用して獣医師修学資金制度等の予算確保を図りながら、県全体の獣医師を確保するとともに、本地域における獣医療提供体制の確保に対する支援に努めていきます。(B) 2 家畜伝染病が発生した場合の埋却地等確保の義務は、家畜所有者にあることから、県としては、家畜所有者の埋却地等の準備が十分で無い場合には、土地の確保等に関する情報提供や、助言、指導等必要な措置を講ずるよう努めていきます。 また、焼却またはレンダリング施設へ運搬して処理する場合、ウイルスの散逸の可能性があることから、これらの処理が必要な場合には、国	沿岸広域振興局	農林部	B：3

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		（２） 岩手県農業共済組合が診療対象外とした地域で、新たに構築する獣医療提供体制に対し、財政支援を行うこと。 ２ 鳥インフルエンザや豚熱の発生に備え、県が主導して、補完的な埋却地及び焼却又はレンダリング施設を確保すること。	が所有する移動式のレンダリング装置の貸付について、国に協力を求めています。（Ｂ）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	7 水田 活用の直 接支払交 付金の見 直しにつ いて	本町では、これまで主食用米の需給安定と生産者の経営安定、農地の集積・集約に取り組みながら地域の農業生産基盤の維持、振興に取り組んできました。 しかし、令和4年度の「水田活用の直接支払交付金」の見直しによる対象水田の厳格化（5年に1度の水張りの要件化）や単価の引き下げは、農業者の経営圧迫、生産意欲の減退、延いては荒廃農地の増加につながることも懸念されています。 この制度改正により、「畑地化促進事業」がメニュー化されたところですが、農業者の経営判断に大きな影響を与える内容であるにもかかわらず、早期の段階で運用方法などが明確に示されなかったため、農業者へ十分な理解を促すことが困難となりました。さらに、配分基準が厳しく、農業者の取組に対して交付金を十分に措置できない可能性を懸念しています。 また、飼料作物についても、海外からの輸入乾牧草の高騰により、先行きが不透明な状況が続いており、令和4年度の多年生作物（牧草）に対する単価の引き下げに対応するため、畜産農家が十分に自給飼料を確保できるよう様々議論がなされているところです。 生産者が計画的に、かつ意欲をもって生産し、安定的な農業経営ができるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされることが必要と考えます。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 1 水田活用の直接支払交付金について、次の事項が実現されるよう国へ働きかけること。	県では、国に対し、 ① 「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて、引き続き、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じること ② 「畑地化促進事業」については、高収益作物や畑作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置すること ③ 多年生牧草等の生産への支援については、飼料自給率向上の観点から、水田を有効に活用した多年生牧草等の生産への支援を拡充すること について要望しているところであり、引き続き、農業者が安心して経営できるよう、国に対し必要な対策を講じるよう求めています。（B）	沿岸広 域振興 局	農林部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		（１） 制度の見直しにより、対象水田から除外されることで、荒廃農地の増加や離農者の増加が懸念されることから、運用にあたっては、より丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分にふまえて運用すること。 （２） 交付対象水田を畑地化した場合であっても、生産者の所得が減少せず意欲をもって生産活動に取り組めるよう、十分な予算措置及び新たな支援措置を速やかに講じること。 （３） 輸入乾燥牧草価格の高騰などの情勢を踏まえ、多年生牧草の交付金に代わる新たな支援措置を講じること。				

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	8 治水事業などの促進について	本町においては、豪雨の際は気仙川の増水により国道107号及び国道340号など幹線道路が冠水し、通行不能や河川沿いの住宅浸水、農地流出などの被害に度々見舞われ、洪水調整機能を有するダム建設は必要不可欠でした。しかし、岩手県が主導して長期間にわたり進められてきた津付ダム建設事業の「中止」は、流域の治水対策がその間ほとんど実施されなかったところで、住民不安が高まるという誠に遺憾な結果となり、治水対策は喫緊の課題です。 平成28年8月の台風第10号では、気仙川本流上流域の今まで氾濫経験のない地点で床下浸水や橋梁の冠水に見舞われており、早期の本河川改修は極めて重要であり、整備促進が必要です。 岩手県においては、昭和橋の架け替え事業を含め気仙川の治水対策を鋭意推進いただいており、事業が着実に進められています。また、洪水被害の防止のため、定期的なパトロールによる堆積土砂や流木、立ち木の除去などについても継続的に実施していただいているところです。 今後も、事業予算を確保していただき、洪水などから住民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりが必要です。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 1 気仙川流域における河川改修事業の整備促進 2 上有住字中淬（檜山川合流点）以北の県管理河川への変更 3 世田米字川口以北の河川整備計画策定及び河	気仙川流域は、近年において平成14年7月、平成25年7月、平成28年8月などの台風や豪雨により、住田町の一部で浸水被害が発生するなど早期に治水対策を進めることが重要であると考えています。 気仙川と大股川の河川改修については、平成26年度から測量設計のほか、堆積した河道内の土砂掘削に着手しており、当面、近年の洪水による浸水被害を防止するよう、概ね30年に1度の洪水に対応する河川改修を進めているところです。 その後、将来目標とする70年に1度の洪水に対応する河川改修を家屋の浸水被害防止を優先して段階的に進め、早期の治水効果発現に努めていきます。 なお、河川改修を進めるに当たりましては、住民説明会等で地域の皆様から頂いた御意見や御要望を工事に反映させて取り組んでいきます。 1 気仙川流域の河川改修事業について、気仙川において、これまでに川向地区のすみた荘付近における築堤・護岸工事及び火石地区の住田フーズ株式会社付近から岩澤橋までの護岸工事が完了しています。 また、昭和橋の架替については、令和4年度に旧橋の撤去が完了し、現在は新橋の下部工を施工しているところです。今後、上部工の発注に向けて取り組んでいきます。 大股川については、金成地区において進めてきた工事が令和6年3月に完了し、概ね30年に1度の洪水に対する治水安全度の向上が図られたところです。（A）	沿岸広域振興局	土木部	A：2、 C：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		川整備の促進 4 県管理河川の浚渫などの洪水被害防止対策の継続実施	2 気仙川指定河川上流端については、当該地を上流端とした経緯などをふまえ、流域の重要性等を勘案しながら検討をしていきます。（C） 3 川口以北の河川整備計画策定及び河川整備については、背後の土地利用状況等を踏まえ、緊急性・重要性を勘案し、引き続き、検討していきます。（C） 4 河道掘削及び立ち木伐採については、平成 29 年度に中沢川合流点を含む気仙川世田米地内で、令和元年度は気仙川高瀬橋付近、令和 3 年度は中沢川において実施したところであり、令和 6 年度は気仙川竹ノ原地区において実施したところです。 今後も河川の河道掘削及び立ち木伐採については、河川巡視等により管内河川の状況把握をしながら、緊急性があり事業効果の高い箇所から集中的に実施していきます。（A）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	9 国際 リニアコ ライダー (ILC) の誘致実 現につい て	国際リニアコライダー（ILC）の誘致が実現し、世界最先端の大型実験研究拠点が形成されることは、建設に係る直接的な効果はもとより、その研究成果を活用したものづくり産業、医療などの飛躍的な発展や新たな需要の創出など、多大な経済効果と雇用機会の拡大をもたらすものです。 また、世界から多くの研究者やその家族が来訪、移住し交流・居住人口が増加することで多文化共生社会が形成され、国際化の進展や教育・文化・観光の振興など、その効果は多岐にわたり、持続可能な地域づくりに大きく貢献するものと考えています。 加えて、港湾と内陸の工業地帯や鉄道駅をつなぐ一般国道397号は、ILC建設候補地を經由する路線であることから、物流ネットワークとしての役割が増し、沿線の活性化が見込まれます。 このように、大いなる可能性を秘めたILC計画は、まさに未来への希望と活力を与える地方創生の一大プロジェクトであり、文明と自然の新たな調和による相乗効果が期待できるものです。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 1 国に対し、関係省庁横断による連携を強化し、国際リニアコライダーの建設をわが国が主導する国際プロジェクトとして位置づけ、国内誘致を世界に表明し、研究への参加、資金の分担、推進組織体制等に向けた取り組みの推進を要望すること 2 国に対し、ILCの国内誘致に関する方針の早期決定と資金の分担や研究参加に関する国際	1、2 国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、また、国では令和6年2月に内閣府と文部科学省の「将来の高性能加速器に関する連絡会」が設置されたところです。県ではこうした取組が加速するよう、令和6年6月の「令和7年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、以下の事項について要望を行いました。 1 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること 2 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること 3 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること 令和7年度の政府予算案においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、今後も関係団	沿岸広域振興局	経営企画部、土木部	B：2、 C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
		調整、北上山地における施設整備や研究体制の確立等に向けた取り組みの推進を要望すること 3 県において、一般国道 397 号を岩手県新広域道路交通計画に定める一般広域道路に位置付け、必要な整備を行うこと	体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備や I L C 実現の機運醸成などに取り組んでいきます。（B） 3 一般国道 397 号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ重要な路線であり、これまで住田町内の津付道路や高屋敷工区等において整備を進めてきたところです。 岩手県新広域道路交通計画は、国の通知に基づき令和 3 年に策定したものであり、高規格道路を補完し、重要港湾や広域交通の拠点となる都市を効率的かつ効果的に連絡する道路を一般広域道路として位置付けています。 国の通知等では、社会情勢の変化等に応じ、適時適切な見直しを行うとされていることから、国の動向や社会情勢の変化等を注視していきます。（C）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	10 公共交通網の維持・確保について 1 地域間幹線系統確保維持費補助金の被災地特例が令和7事業年度で終了することにより、バス事業者等は路線の維持に関する見通しが立てられない状態にあることから、公共交通の維持・確保のため、国に対し、被災地特例の延長又は同等の補助制度の措置を要望すること	公共交通機関は、住民の日常生活及び社会生活の基盤として、単なる移動手段としてだけでなく、社会経済活動への積極的な参加に対し重要な役割を担っており、地域社会の維持・発展のために欠くことのできない存在です。 しかし、コロナ禍で減少傾向にあった公共交通機関の利用者は、5類移行以後もコロナ禍前に戻らず、民間の路線バスについては引き続き運行継続が非常に厳しい状況にあります。県内の公共交通網においても、利用者が少ない不採算路線を運営する事業者の財政状況は大変厳しく、人材の育成・確保という観点からも、危機的状況にあると捉えています。 まちづくりと一体となった持続可能な交通体系の構築を実現し、県内の安定した公共交通網を維持・確保をしていくためには、市町村の負担だけでは限界があり、今後も、財政面を始めとした国及び県による総合的な支援の継続が必要です。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 1 地域間幹線系統確保維持費補助金の被災地特例が令和7事業年度で終了することにより、バス事業者等は路線の維持に関する見通しが立てられない状態にあることから、公共交通の維持・確保のため、国に対し、被災地特例の延長又は同等の補助制度の措置を要望すること	県は、本年6月の令和7年度政府予算提言・要望等において、地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における補助要件等の緩和や、被災地特例の激変緩和措置の継続を要望したところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	10 公共交通網の維持・確保について 2 地域住民の通学や通院といった日常生活に必要不可欠な広域的な公共交通網の維持・確保に向け、県は市町村に総合的な支援をすること	公共交通機関は、住民の日常生活及び社会生活の基盤として、単なる移動手段としてだけでなく、社会経済活動への積極的な参加に対し重要な役割を担っており、地域社会の維持・発展のために欠くことのできない存在です。 しかし、コロナ禍で減少傾向にあった公共交通機関の利用者は、5類移行以後もコロナ禍前に戻らず、民間の路線バスについては引き続き運行継続が非常に厳しい状況にあります。県内の公共交通網においても、利用者が少ない不採算路線を運営する事業者の財政状況は大変厳しく、人材の育成・確保という観点からも、危機的状況にあると捉えています。 まちづくりと一体となった持続可能な交通体系の構築を実現し、県内の安定した公共交通網を維持・確保をしていくためには、市町村の負担だけでは限界があり、今後も、財政面を始めとした国及び県による総合的な支援の継続が必要です。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 2 地域住民の通学や通院といった日常生活に必要不可欠な広域的な公共交通網の維持・確保に向け、県は市町村に総合的な支援をすること (1) 複数の市町村が関わる幹線系地域公共交通の路線バスの維持・確保については、県が市町村と連携し取りまとめを行うこと。 (2) 人口減少と少子高齢化の町における持続可能な地域公共交通ネットワークモデルの先進事例を調査し、気仙地区の取組みに提案すること。	(1) 県では、国、県、市町村及びバス事業者が広域バス路線の課題を共有し、利用促進策や再編の必要性などバス路線の維持に向けた検討を行うため、路線ごとにバス路線活性化検討会を開催しています。今後も地域の移動手段の確保に向け、関係機関等と連携しながら、市町村の取組を支援していきます。(A) (2) 県では、市町村が行う持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた取組を支援するため、県が主催する会議や研修での先進事例の共有や、公共交通政策の検討に向けた助言等を行う有識者の派遣等を行っています。 また、国においても地域公共交通の課題解決に向けた自治体向けの研修等が行われているところです。 今後も、先進事例の紹介等を通じて、市町村の取組を支援していきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1、 B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	11 防災減災対策の強化について 1 一般国道340号を岩手県新広域道路交通計画に定める一般広域道路に位置付け、必要な整備を行うこと	昨今、大規模な地震や記録的豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が、全国各地で毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしています。 令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、本震に加え、津波や液状化による住宅被害、水道の断水、道路や港湾施設などの公共インフラの広範囲にわたる被災を目の当たりにし、緊迫の度合いを深めたことは記憶に新しいところです。 本県においても、緊急時の道路ネットワークの確保は重要性を増していると考えられ、特に、一般国道340号には、北上山地沿いを縦断する広域的な災害支援道路として、道路ネットワークの代替性を高める役割が期待されるところです。 また、本町においては、地域の防災力の底上げが急務と捉え、住民向け研修会や備蓄品などの充実などに努めています。特に、災害時の危険個所を可視化する防災マップの整備は、日頃からの備えに大変有効である一方、近年の危険個所調査により土砂災害警戒区域の追加指定などが進み、防災マップの頻繁な更新を要する状況となっています。高齢者から紙ベースの防災マップを望む声が寄せられていることもあり、継続的に多額の費用を要することが見込まれます。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 1 一般国道340号を岩手県新広域道路交通計画に定める一般広域道路に位置付け、必要な整備を行うこと	一般国道340号は、沿線地域の安全・安心な生活を支える重要な路線であり、現在、岩泉町「浅内工区」や宮古市「和井内～押角工区」において整備を進めているところです。 岩手県新広域道路交通計画は、国の通知に基づき令和3年に策定したものであり、高規格道路を補完し、重要港湾や広域交通の拠点となる都市を効率的かつ効果的に連絡する道路を一般広域道路として位置付けています。 国の通知等では、社会情勢の変化等に応じ、適時適切な見直しを行うとされていることから、国の動向や社会情勢の変化等を注視していきます。 (C)	沿岸広域振興局	土木部	C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	11 防災減災対策の強化について 2 道路の寸断に備えて町が独自に行う防災対策用資機材や備蓄品の整備に対する財政支援を拡充すること	昨今、大規模な地震や記録的豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が、全国各地で毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしています。 令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、本震に加え、津波や液状化による住宅被害、水道の断水、道路や港湾施設などの公共インフラの広範囲にわたる被災を目の当たりにし、緊迫の度合いを深めたことは記憶に新しいところです。 本県においても、緊急時の道路ネットワークの確保は重要性を増していると考えられ、特に、一般国道340号線には、北上山地沿いを縦断する広域的な災害支援道路として、道路ネットワークの代替性を高める役割が期待されるところです。 また、本町においては、地域の防災力の底上げが急務と捉え、住民向け研修会や備蓄品などの充実などに努めています。特に、災害時の危険個所を可視化する防災マップの整備は、日頃からの備えに大変有効である一方、近年の危険個所調査により土砂災害警戒区域の追加指定などが進み、防災マップの頻繁な更新を要する状況となっています。高齢者から紙ベースの防災マップを望む声が寄せられていることもあり、継続的に多額の費用を要することが見込まれます。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 2 道路の寸断に備えて町が独自に行う防災対策用資機材や備蓄品の整備に対する財政支援を拡充すること	市町村による災害救助用備蓄物資の購入については、これまでも都道府県消防防災・危機管理部局長会から国に対して、地方交付税の拡充等の地方財政措置を要望してきたところです。 また、本年1月1日に発生した能登半島地震においては、孤立集落が発生したことから、普段からの備えの重要性が再認識されたところです。 県では、避難所運営に必要な物資について、岩手県災害備蓄指針に基づき、市町村の備蓄を補完することを目的に、広域防災拠点を中心に一定量の物資を備蓄しているところですが、能登半島地震の教訓も踏まえ、備蓄物資の内容等について更に検討してまいります。 今後も、民間事業者との協定や国のプッシュ型支援を組み合わせながら、発災時に被災者の方々に必要な物資が支給できるよう、国・市町村と連携して取り組んでいきます。（B）	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	11 防災減災対策の強化について 3 地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織などの維持・充実を図る研修会などの人的・財政的支援を拡充すること	昨今、大規模な地震や記録的豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が、全国各地で毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしています。 令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、本震に加え、津波や液状化による住宅被害、水道の断水、道路や港湾施設などの公共インフラの広範囲にわたる被災を目の当たりにし、緊迫の度合いを深めたことは記憶に新しいところです。 本県においても、緊急時の道路ネットワークの確保は重要性を増していると考えられ、特に、一般国道340号線には、北上山地沿いを縦断する広域的な災害支援道路として、道路ネットワークの代替性を高める役割が期待されるところです。 また、本町においては、地域の防災力の底上げが急務と捉え、住民向け研修会や備蓄品などの充実などに努めています。特に、災害時の危険箇所を可視化する防災マップの整備は、日頃からの備えに大変有効である一方、近年の危険箇所調査により土砂災害警戒区域の追加指定などが進み、防災マップの頻繁な更新を要する状況となっています。高齢者から紙ベースの防災マップを望む声が寄せられていることもあり、継続的に多額の費用を要することが見込まれます。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 3 地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織などの維持・充実を図る研修会などの人的・財政的支援を拡充すること	災害による被害の軽減を図るためには、国、県、市町村等の防災体制の整備にとどまらず、地域住民による避難誘導、初期消火、救護等の防災活動が大きな役割を果たすことから、消防団や自主防災組織の重要性が高まっています。 消防団については、消防庁が、消防団の充実強化及び活性化方策への助言を行う消防団等充実強化アドバイザーを派遣するとともに、平成30年度から「消防団設備整備費補助金」を創設し、災害時における救助活動用資機材の整備に対し補助を行っています。 自主防災組織については、県が「防災士養成研修会」や「自主防災組織リーダー研修会」等を開催し、自主防災組織の中心となりうる人材育成を行うとともに、令和6年度は上記事業に加え、消防庁事業「自主防災組織等活性化推進事業」を活用して、地域の防災人材を活用した自主防災組織等への活動支援を実施します。 この他、県では全国知事会を通じて、住民が取り組む防災対策への支援や消防防災力を高めるための財政支援の拡充について、国に要望を行っています。（B）	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月11日 (木)	11 防災 減災対策 の強化に ついて 4 市町 村防災マ ップ作成 に対する 財政支援 を拡充す ること	昨今、大規模な地震や記録的豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が、全国各地で毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしています。 令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、本震に加え、津波や液状化による住宅被害、水道の断水、道路や港湾施設などの公共インフラの広範囲にわたる被災を目の当たりにし、緊迫の度合いを深めたことは記憶に新しいところです。 本県においても、緊急時の道路ネットワークの確保は重要性を増していると考えられ、特に、一般国道340号線には、北上山地沿いを縦断する広域的な災害支援道路として、道路ネットワークの代替性を高める役割が期待されるところです。 また、本町においては、地域の防災力の底上げが急務と捉え、住民向け研修会や備蓄品などの充実などに努めています。特に、災害時の危険箇所を可視化する防災マップの整備は、日頃からの備えに大変有効である一方、近年の危険箇所調査により土砂災害警戒区域の追加指定などが進み、防災マップの頻繁な更新を要する状況となっています。高齢者から紙ベースの防災マップを望む声が寄せられていることもあり、継続的に多額の費用を要することが見込まれます。 これらのことから、上記の事項が実現されるよう提案します。 4 市町村防災マップ作成に対する財政支援を拡充すること	令和3年の水防法改正により、中小規模河川においても、洪水浸水想定区域の指定が義務化されており、今後、県による洪水浸水想定区域の指定に伴い、当該区域の指定を受けた市町村では、避難場所や避難路等を住民等に周知する必要がある、防災マップの作成・更新が避難場所等の周知に重要な役割を果たすものと考えています。 このため、県では、全国知事会要望や北海道東北地方知事会要望において、市町村の防災マップ作成に係る財政支援について要望しているところであり、今後も、国による一層の財政支援を要望していきます。（B）	沿岸広 域振興 局	経営企 画部	B：1